

- ・自家用車の洗車・清掃 等
- ②「日常生活の援助」に該当しない行為
  - ・草むしり
  - ・花木の水やり
  - ・犬の散歩等ペットの世話 等
- ③「日常的に行われる家事の範囲」を超える行為
  - ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
  - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
  - ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
  - ・植木の剪定等の園芸
  - ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業所又は、市町村に連絡した上で、ボランティア等の活用のための助言を行います。

また、当事業所にてサービスを希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとしてサービスを提供することは可能です。なお、その場合は居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

#### (4) 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

①利用料請求	<p>ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額によりご請求いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細書を添えて利用月の翌月10日までに契約者様あてにお届けいたします。</p>
②利用料の支払い	<p>ア サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照会のうえ、請求月の20日までに、現金・口座振替によりお支払いください。</p> <p>イ お支払を確認いたしましたら、かならず領収書をお渡ししますので、保管願います。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※利用料、その他の費用の支払について、支払の期日から2ヶ月以上延滞し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、契約を解約したうえで、未払分をお支払いいただくことになります。

#### 4 担当する訪問介護員の変更をご希望される場合の相談窓口について

契約者のご事情により、担当する訪問介護員等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	神宮 由香
	連絡先電話番号	0977-75-8816
	同FAX番号	0977-76-5889
	受付日及び受付時間	24時間連絡可能

※担当する訪問介護員等の変更に関して、契約者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

#### 5 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者証、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は